

## 平成27年度神奈川県立都市公園物販・軽飲食店出店者募集に係る条件等

### 1. 総合条件

全募集区分単位に係わる条件となります。

#### (1) 申請資格

物販・軽飲食店出店者の申請資格は、下記の条件を全て満たす法人又は個人とします。

##### ① 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。（以下「更正手続開始の申立て」という。）をした者又は更正手続開始申立てをされた者

ただし、同法第41条第1項の手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ウ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされた者とみなす。

エ 地方税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、国税を滞納している者

オ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする。）を上回っている者

カ 最終事業年度以前3事業年度のすべての事業年度において資本等の20%を超える額の欠損を生じている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者

ケ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

を役員に含む者

- ② 申請者は、以下の条件を満たしていること。

ア 直近の過去3年以上連続して物販・軽飲食店の営業実績があること。店舗責任者となる者及び代表者個人の実績でも構いません。

イ 過去5年間（平成21年9月1日から平成26年8月31日まで）において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

(2) 物販・軽飲食店の設置運営形態

- ① 出店者は、当該公園の指定管理者である（公財）神奈川県公園協会（以下「公園協会」という。）と契約を締結し、物販・軽飲食店を設置・運営します。

- ② 契約期間は、平成27年1月中旬から平成28年3月31日までとするが、契約期間満了前に契約更新審査を受けていただき、その結果問題が無ければ原則更新します。契約更新期限は、毎年の契約更新とし、平成32年3月31日までの約5年間とします。また平成32年度以降の契約については、別途協議致します。

- ③ 物販・軽飲食店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける軽飲食店その他これらに類するものを除きます。

(3) 経費負担等

出店・営業にあたっての必要経費は、すべて出店者の負担とします。

- ① 公園土地建物使用料及び光熱水費

神奈川県に納める公園土地建物使用料及び光熱水費は全て、出店者の負担とし、公園協会が立替え払いして出店者へ公園協会から請求書を発行し、請求します。

- ② 保証金

出店者が設置する施設等の撤去・処分費相当額を、契約に基づき、保証金として一括又は分割で公園協会へ預託していただきます。保証金の額は、出店者確定後に撤去・処分費（施設内清掃費含む）の見積もりを提出していただき、その見積額を参考に公園協会との協議により設定します。

保証金は、契約締結後から撤去・処分完了まで公園協会が預託を受け、出店者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当した残額を返還します。なお、保証金には利息を付さないものとします。

- ③ 物販・軽飲食店の店舗改装費

原則として、電気・水道・下水道・ガス・電話等の工事を含む店舗改装に係る費用全般は、出店者の負担とします。

出店者の企画提案内容の実施に必要な店舗改装等（備品調達も含む）に係る費用全般は出店者の負担としますが、「募集に係る条件等」に記載の公園及び店舗の条件（コンセプト及びデザイン等）の実施に必要な費用については、公園協会及び出店者との協議の上、費用負担を決定します。

- ④ 物販・軽飲食店の運営費、維持管理費

- ア 店舗及びこれに付属する施設の運営費、修繕等にかかる維持管理費
- イ 当該店舗等の公園有料駐車場の駐車料金について、出店者の要望により、物販・軽飲食店を利用されたお客様に対して、時間制の駐車場については1時間程度、1回制の駐車場については半額程度の減免サービスができることとしますが、その減免措置に必要なカードリーダー等若しくはサービス券の製作費用は出店者の負担とし、減免された駐車料金は出店者に対し請求しないものとしますが、減免サービスの対象となる条件については、公園協会と事前協議し、公園協会の了承を得るものとします。

⑤ 契約終了時（契約更新しない場合）又は解除時の設置物取壊し等の原状復旧費用

#### (4) 物販・軽飲食店の営業条件等

##### ① 営業日及び営業時間

利用者の利便性を考慮し、提案して下さい。

- ・ 定休日を設ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日（振替休日も含む。）以外の日として下さい。年中無休も可
- ・ 23時から翌6時は、原則として営業禁止とします。
- ・ 営業日が雨天等の悪天候の場合は、当該店舗の公園の園長の判断により、休業できるものとします。

##### ② 営業料

最低営業料（募集単位ごとに設定、別表参照）を踏まえ、良好な営業料率を提案して下さい。なお、上記の最低営業料を下回る提案料率は失格となります。

また、契約後、大幅な物価変動等があった場合には、営業料率等の変更協議に応じます。

##### ③ メニュー、販売品目及び価格について

ア 幼児から高齢者まで幅広い公園利用者層と、多様な利用目的を意識したメニュー、販売品目で、かつ利用しやすい価格を設定して下さい。

イ 公園周辺の地域の地産物や地域性等を活かしたメニュー、販売品目を提案して下さい。

ウ メニュー及び販売品目の詳細については、出店者選定後に公園協会と協議して下さい。なお、花火、成人向け雑誌等については、販売できません。

##### ④ 公園利用者のサービス向上、公園の利用促進につながる提案

公園利用者が気軽に憩い・休憩できる店舗を提案や公園の利用実態、催し物に便乗した企画等、その店舗があることで公園の魅力向上につながる提案をして下さい。

##### ⑤ その他

ごみ対策や環境配慮、その他提案したい内容をお示し下さい。

#### (5) 営業報告及び会計記録

- ① 毎月の営業報告を求めます。毎月の営業報告は、翌月10日までに書面にて公園協

会本部公園課へ郵送等により提出して下さい。その報告書をもとに営業料等の請求をさせていただきます。

- ② 決算期毎の財務諸表を公園協会は、提出を求めることができます。その際には、速やかに提出をお願いします。
- ③ 会計記録について、当該店舗営業業務に関するすべての会計帳簿、会計書類その他の証憑（以下、「会計記録」という。）を出店者の経営する他の事業の会計記録と区分して整理し、これを保存して置いて下さい。場合により公園協会が会計記録の開示を求めることがあります。
- ④ 定期的に公園協会と出店者にて連絡会を開催し、お互いに状況報告、情報共有等の話し合いの場を持つものとします。

#### (6) 施設設備等について

- ① 店舗内の空調機等すべての設備の維持管理、保守メンテナンスについては、出店者が適切に行って下さい。費用の負担も同様とします。ただし、辻堂海浜公園プール管理棟及び相模原公園グリーンハウス内、保土ヶ谷公園硬式野球場内についてはこの限りではありません。
- ② 店舗を改装等しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。また、公園内での店舗営業に係わる許可事項の変更をしなければならない場合があります。
- ③ 公園施設を破損又は損傷した場合は、その損害を賠償していただきます。

#### (7) その他の条件

- ① 壁面・屋外広告等について、当該の公園にふさわしいデザイン、色合いとなるよう工夫を凝らして下さい。また、店舗外観についても同様の工夫をして下さい。
- ② 店舗の営業等に必要となる各種法令に基づく許認可、届出などは、全て出店者の負担により取得して下さい。ただし神奈川県立都市公園内での店舗営業に係わる許可申請は、出店者の企画提案をもとに公園協会が行います。
- ③ 出店者に選定され、営業を開始後、企画提案書において提示された主たるメニュー、販売品目の種類・価格を改定しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。また、場合により公園内での店舗営業に係わる許可事項の変更をしなければならないことがあります。
- ④ 利用者へのサービス向上のために、定期的にアンケート等を実施し、アンケートの集計結果等を公園協会へ報告して下さい。
- ⑤ 従業員の接遇教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めて下さい。
- ⑥ 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、出店者の責任において適正に行ってください。公園により保管場所、搬出方法が限定される場合があります。必要に応じて公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。
- ⑦ 公園内でのイベント開催時に、イベント主催者等が時間を定めて、店舗周辺を立ち

入り禁止する場合（店舗をまったく利用できない状態は認めません。）や屋台等の飲食物を販売する場合（メニューが重ならないよう配慮致します。）があります。その際、出店者は営業補償を受けられません。

- ⑧ 電気、水道施設等の公園施設の不具合により出店者に損失が生じても、公園協会はその損失を補償しません。
- ⑨ 当該公園にて、年1回以上、停電を伴う電気設備の法定点検等や給水設備の点検等を行います。その際に商品の移動や仮設電源の設置など必要な措置は、出店者の負担となります。公園協会では、上記の点検等に伴う休業等の補償は一切行いません。
- ⑩ 出店者選定後、契約締結までの間において、公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。決定の取り消しにより、出店者に損失が生じても、公園協会は、その損失を補償しません。
- ⑪ 物販・軽飲食店専用の駐車場は、ありません。
- ⑫ 契約満了又は契約解除時において、公園協会の指定する期日までに設置物等を取り壊し、原状に回復して返還して下さい。なお、公園協会が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りではありません。
- ⑬ 園内の商品資材等の搬入については、公園協会が指定するルートにより搬入し、公園利用者に配慮して行って下さい。
- ⑭ 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底して下さい。
- ⑮ 出店者選定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託しないでください。出店者が直接営業するものとし、事業者がフランチャイズ制をとり、テナントの営業者を募集する方式は認められません。ただし、再委託が本業務の一部である場合は、公園協会と事前協議し、了承を得られればこの限りではありません。
- ⑯ 店舗に係わる広報活動については、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。
- ⑰ 当該公園の案内対応（施設案内、利用案内）、緑化推進、イベントへの協力等、公園全体の魅力アップに向けて積極的に努めるものとします。
- ⑱ 当該店舗周辺の落ち葉・ゴミ清掃や草取り等、清潔な環境づくりに積極的に努めるものとします。
- ⑲ 発災時においては、公園協会と連携の上、被災者等の受け入れを積極的に実施するものとします。なお、その際に発生した費用については、公園協会と協議の上、一部費用を負担していただく場合があります。

## 2. 保土ヶ谷公園の条件等

### (1) 公園の概要等

#### ① 公園の概要

- ア 所在地：横浜市保土ヶ谷区花見台・明神台・仏向町地内
- イ 面積：34.7ha
- ウ 公園種別：運動公園

エ 駐車場（有料）：最大 800 台（普通車 791 台、大型車 10 台、身障者用 7 台）

② 公園の実績

ア 年間来園者数：約 710,000 人

イ 年間駐車場利用台数：約 130,000 台

③ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、保土ヶ谷公園ホームページを参照して下さい。URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/hodogaya/index.html>

(2) 募集単位「保1」の条件等

① 施設の概要

ア 場所

ギャラリーカフェ： 公園管理事務所横

硬式野球場内売店1： 硬式野球場内1塁側奥

イ 店舗規模

ギャラリーカフェ：厨房 18.63 m<sup>2</sup>、倉庫 7.70 m<sup>2</sup>、裏口 4.34 m<sup>2</sup>、客席 36.62 m<sup>2</sup>、  
オープンデッキ 85.21 m<sup>2</sup>、合計 約 152.5 m<sup>2</sup>

硬式野球場内売店1：21.61 m<sup>2</sup> \*現地を十分に確認して下さい。

ウ 公園土地建物使用料

ギャラリーカフェ：年間 299,357 円（平成 26 年度実績）

硬式野球場内売店1：年間 24,904 円（平成 26 年度実績）

エ ギャラリーカフェは、カフェとギャラリー「Gallery coen」を併設し、みどりに囲まれたオープンデッキで飲み物や軽食を提供して、スポーツや芸術鑑賞の後のくつろぎの空間を演出しています。

オ 硬式野球場は、春・夏・秋の高校野球大会をはじめ、小学生から社会人野球、軟式から硬式野球やソフトボール等の各種大会を年間約 110 回程度開催している。4月10回、5月11回、6月5回、7月21回、8月22回、9月15回、10月13回、11月8回、12月4回、3月10回、12月中旬から3月中旬までクローズとなります。（平成 25 年度実績、8月22回の内9回は国体利用）

② 「Gallery coen」の管理運営業務

ア 「Gallery coen」の管理運営業務を軽飲食店①の営業委託と併せて委託しますので、軽飲食店のみの企画提案は、無効となります。

イ 「Gallery coen」の管理運営業務の詳細については、別紙「県立「Gallery coen」の運営仕様書」を参照して下さい。

③ ギャラリーカフェのコンセプト及びデザイン等

ア スポーツ観戦やレクリエーションの際の飲食サービスを充実するとともに、コミュニケーションの場を提供することを目的とします。

イ 夜 21 時まで営業し、アルコール類の提供も行い、大人のオープンスペースと

しての場を提供します。

- ウ 別契約として、横浜市戸塚区にある肥田牧場のソフトクリームを委託販売として提供することとし、出店者に対し販売手数料として商品販売価格の 20% とします。ソフトクリーム等材料費及び送料、製造機器（公園協会より貸付）のメンテナンス費は公園協会の負担としますが、手配等は出店者の業務とします。また手配等については、公園協会へ事前に了解を得ることとします。（肥田牧場については、ホームページ等を参照して下さい。

URL : <https://www.facebook.com/merriafarm>)

④ 硬式野球場内売店 1 のコンセプト及びデザイン等

- ア アルコール類の販売は可能ですが、ヨコハマスタジアム等で行われている観客席にて売り子による販売方法は禁止されています。
- イ 店舗内での調理は可能ですが、ガス等炎の出る器具の使用はできませんので、電気調理器具のみの利用となります。また現在単相 200V の店舗への引込はありませんが、出店者の費用負担により引込及びアンペアー用量の増加は可能です。また、その工事等については、公園協会の指定業者の実施に限ります。
- ウ 商品の販売価格について、ビン缶ペットボトルの清涼飲料及び同一の飲食物等について、場合により他店舗との価格調整及び統一を図らせていただくことがあります。

(3) 募集単位「保 2」の条件等

① 施設の概要

ア 場所

噴水広場売店： 噴水広場内

硬式野球場内売店 2： 硬式野球場内 1 塁側手前

イ 店舗規模

噴水広場売店： 厨房約 4.62 m<sup>2</sup>、倉庫約 6.71 m<sup>2</sup>、販売スペース約 19.48 m<sup>2</sup>、  
合計 30.81 m<sup>2</sup>

硬式野球場内売店 2： 22.45 m<sup>2</sup> \* 現地を十分に確認して下さい。

ウ 公園土地建物使用料

噴水広場売店： 年間 285,363 円（平成 26 年度実績）

硬式野球場内売店 2： 年間 25,872 円（平成 26 年度実績）

- エ 噴水広場売店は、広場の一面に設置されている常設売店で、対面販売によるテイクアウト型の軽飲食の提供及び一部物販を行っており、施設内には小規模な厨房が併設されている。

オ 硬式野球場内売店については、(2) ①オと同じです。

② 噴水広場売店のコンセプト及びデザイン等

- ア 園内全域で食事が楽しめるよう、テイクアウト型の運営を目的とします。

- イ 店舗前の広場には、売店利用者以外でも利用できるテーブルとイスを設置して下さい。
- ウ 公園内広場等で遊ぶための玩具及びレジャー用品の販売を併用して下さい。
- ③ 硬式野球場内売店2のコンセプト及びデザイン等
  - ア 硬式野球場内売店1のコンセプト及びデザイン等と同じです。
- (4) 募集単位「保3」の条件等
  - ① 施設の概要
    - ア 場所
      - 硬式野球場前売店： 花見台地区
      - 硬式野球場内売店3： 硬式野球場3塁側手前
    - イ 店舗規模
      - 硬式野球場前売店：現在面積 39.44 m<sup>2</sup>、今年度中に公園協会により店舗更新予定、更新後の予定面積は、約 80.00 m<sup>2</sup>の現在の2倍程度とする予定で縦横、奥行等の寸法は未定
      - 硬式野球場内売店3：22.45 m<sup>2</sup> \*現地を十分に確認して下さい。
    - ウ 公園土地建物使用料
      - 硬式野球場前売店：年間 26,764 円（平成 26 年度実績）
      - 硬式野球場内売店3：年間 25,872 円（平成 26 年度実績）
    - エ 公園を横断するバス通り沿いの花見台地区に仮設店舗を常設している売店であり、物販が基本スタンスです。
    - オ 硬式野球場内売店については、(2) ①オと同じです。
  - ② 硬式野球場前売店のコンセプト及びデザイン等
    - ア 野球場の利用者をはじめ、多くの利用があり、またバス通りに面していることから、店舗の専用の駐車場は無いが、通りがかりの利用もあります。
    - イ 従来からタバコの販売を行っており、利用者サービスを維持していくため、今後もタバコの販売の提供を必須とします。については出店者は、タバコの販売について、資格等有する者に限ります。
    - ウ 現在自動販売機が設置されていますが、平成 27 年度からは自動販売機の設置はできなくなります。
  - ③ 硬式野球場内売店3のコンセプト及びデザイン等
    - ア 硬式野球場内売店1のコンセプト及びデザイン等と同じです。
- 3. 辻堂海浜公園の条件等
  - (1) 公園の概要等
    - ① 公園の概要
      - ア 所在地：藤沢市辻堂西海岸3-2
      - イ 面積：19.9ha



ウ 公園種別：総合公園

エ 駐車場（有料）：東駐車場普通車 499 台（内身障者用 9 台）、西駐車場普通車 301 台（内身障者用 5 台）、合計 800 台

② 公園の実績

ア 年間来園者数：約 1,630,000 人

イ 年間駐車場利用台数：約 210,000 台

③ その他

公園の主要施設等、その他概要等については、辻堂海浜公園ホームページを参照して下さい。 URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/tujidou/>

(2) 募集単位「辻1」の条件等

① 施設の概要

ア 場所

プール管理棟内「波波波」：プール管理棟内（公園管理事務所横）

プール内常設売店：ジャンボプール内北側中央

プール内仮設売店1：ジャンボプール内南側左（更衣室出入口横）

イ 店舗規模

プール管理棟内「波波波」：厨房 22.60 m<sup>2</sup>、客席 61.40 m<sup>2</sup>、オープンデッキ 28.00 m<sup>2</sup>、倉庫 13.50 m<sup>2</sup>

プール内常設売店：調理 56.70 m<sup>2</sup>、店舗軒下販売スペース 54.94 m<sup>2</sup>、屋外倉庫 5.50 m<sup>2</sup>

プール内仮設売店1：8.88 m<sup>2</sup> \*現地を十分に確認して下さい。

ウ 公園土地建物使用料

プール管理棟内「波波波」：年間 348,589 円（平成 26 年度実績）

プール内常設売店：プール開場期間中 19,792 円（平成 26 年度実績）

プール内仮設売店1：プール開場期間中 569 円（平成 26 年度実績）

エ プール管理棟「波波波」は、園内でのレクリエーションやプール遊泳の際での飲食サービスを屋内外で楽しめる環境を提供することを目的としています。特にオープンデッキでの屋外では、潮風を感じながら楽しめるスペースです。

オ プール内常設売店は、辻堂海浜公園ジャンボプールのメイン売店であり、多種多様なメニューを揃えプール利用者ニーズに柔軟に対応できるテイクアウト型の店舗運営を目的とします。

カ プール内仮設売店1は、仮設店舗（出店者準備）の中で唯一給排水ができる場所に設置された店舗内で調理のできる場所です。

キ プール内売店の見学等については、プール閉場期のため店舗及び店舗内の見学はできません。については、プール施設外周からの確認となります。

② プール管理棟内「波波波」のコンセプト及びデザイン等

- ア 子供からお年寄りまで幅広い利用者がいますので、それぞれのニーズに合ったメニューとして下さい。
  - イ 現在店舗前にて、飲料の自動販売機を設置していますが、これについては公園協会の直営にて設置します。つきましては、当該自動販売機の一次的な対応をお願いします。詳しくは自動販売機の故障及び苦情等の一次のお客様対応と公園管理事務所への報告等となります。
  - ウ 公園の利用促進として、オープンデッキを活用した辻堂海浜公園の目玉の一つとなるような提案を一つ以上して下さい。
- ③ プール内常設売店のコンセプト及びデザイン等
- ア プール施設内は、アルコール類の販売は禁止です。
  - イ 清涼飲料等について、ビン及び缶の販売は禁止です。
  - ウ 飲食物販売の他、プール場内で必要となる物品の販売を併用して行うこととします。(水着及びタオル、玩具等、公園協会との協議し決定します。)
  - エ 店舗前には、売店利用者以外でも利用できるテーブルとイスを設置して下さい。
  - オ プール期間中、店舗横にて飲料及びアイスの自動販売機を設置しますが、これについては公園協会の直営にて設置します。つきましては、当該自動販売機の一次的な対応をお願いします。詳しくは自動販売機の故障及び苦情等の一次のお客様対応と公園管理事務所への報告等となります。
- ④ プール内仮設売店1のコンセプト及びデザイン等
- ア 仮設店舗規模等については、上記の限りではありません。
  - イ こだわりのある独自性のメニューの提供を主とした店舗運営を目的とします。
  - ウ 店舗外装等にも工夫をこらした提案として下さい。しかしながら、一部店舗景観の統一性を図るため、公園の要望どおりにしていただく場合があります。
  - エ プール施設内は、アルコール類の販売は禁止です。
  - オ 清涼飲料等について、ビン及び缶の販売は禁止です。
- (3) 募集単位「辻2」の条件等
- ① 施設の概要
- ア 場所  
交通公園サイクルセンター内売店： 交通公園中心部の一室（新設予定）  
プール内仮設売店2： 未定（出店者決定後提案内容を精査して決定します。）
  - イ 店舗規模  
交通公園サイクルセンター内売店：調理室約 22.75 m<sup>2</sup>  
プール内仮設売店2：8.88 m<sup>2</sup> \*現地を十分に確認して下さい。
  - ウ 公園土地建物使用料  
交通公園サイクルセンター内売店：年間約 80,000 円（推定）  
プール内仮設売店2：プール開場期間中 569 円（推定）

- エ 交通公園サイクルセンター内の元事務室を改装して、主に交通公園内で遊ぶ子供達や家族層を対象に主に飲食をテイクアウト型で対面販売にて提供することを目的とし、交通公園内の利用者ニーズ向上を目指します。
  - オ プール内仮設売店2は、仮設店舗（出店者準備）にて、物販を前提とした店舗であり、電気の供給は、できますが給排水の供給排出ができません。
  - カ プール内売店の見学等については、プール閉場期のため店舗及び店舗内の見学はできません。ついては、プール施設外周からの確認となります。
- ② 交通公園サイクルセンター内売店のコンセプト及びデザイン等
- ア 施設概要でも述べたとおり、交通公園は交通について、子供達が交通を遊びながら学ぶことができる施設であることから、主な対象者は幼児から小学生程度となり、主な対象者にあつたメニューを前提とすることとします。
  - イ 交通公園なので、交通（電車、自動車、飛行機、船等）に因んだメニューを一つ以上入れることとします。
  - ウ 周辺に西駐車場横売店が設置されているため、店舗の差別化が図れるような独自性があり、インパクトのあるメニューも入れることとします。
  - エ 交通公園内の利用状況は季節等に変動があるため、営業日については、「1. 総合条件（4）物販・軽飲食店の営業条件等①営業日及び営業時間」の適応外とします。
- ③ プール内仮設売店2のコンセプト及びデザイン等
- ア プール内仮設売店1のコンセプト及びデザイン等と同じです。
- （4）募集単位「辻3」の条件等
- ① 施設の概要
- ア 場所：
    - 西駐車場横売店： 交通展示館及び西駐車場の間の園路沿い
    - プール内仮設売店3： ジャンボプール内南側中央
  - イ 店舗規模
    - 西駐車場横売店：9.60 m<sup>2</sup>
    - プール内仮設売店3：8.88 m<sup>2</sup>      \*現地を十分に確認して下さい。
  - ウ 公園土地建物使用料
    - 西駐車場横売店：年間 24,304 円（平成 26 年度実績）
    - プール内仮設売店3：プール開場期間中 569 円（平成 26 年度実績）
  - エ 西駐車場横売店は、交通公園サイクルセンター内売店と同じく、交通公園及び交通展示館の利用者に加え、西駐車場利用者も対象とした店舗であり、テイクアウト型で対面販売にて提供しています。
  - オ プール内仮設売店3については、（3）①オ及びカと同じです。
- ② 西駐車場横売店のコンセプト及びデザイン等

- ア 園内中央部芝生広場に一番近い店舗であることから、テイクアウト型の軽飲食の提供に加え、売店機能も併用し、菓子類及び玩具類の販売することとします。
- イ 西駐車場は、東駐車場に比べて若干の利用差があるので、辻堂海浜公園の来園の目的の一つとなるようなメニューを一つ以上入れることとします。また、交通公園サイクルセンター内売店と同じく、交通公園内に売店が設置されるため、店舗の差別化が図れるような独自性があり、インパクトのあるメニューも入れることとします。

③ プール内仮設売店3のコンセプト及びデザイン等

- ア プール内仮設売店1のコンセプト及びデザイン等と同じです。

4. 相模原公園の条件等

(1) 公園の概要等

① 公園の概要

- ア 所在地：相模原市南区下溝 3277 及び麻溝台 1889
- イ 面積：23.8ha
- ウ 公園種別：総合公園
- エ 駐車場（有料）：普通車 282 台（内身障者用 8 台）、大型車 5 台

② 公園の実績

- ア 年間来園者数：約 720,000 人
- イ 年間駐車場利用台数：約 90,000 台

③ その他

- 公園の主要施設等、その他概要等については、相模原公園ホームページを参照して下さい。URL：<http://www.sagamihara.kanagawa-park.or.jp/>

(2) 募集単位「相1」の条件等

① 施設の概要

ア 場所

- 公園管理事務所前軽飲食店及び売店：園内南側、駐車場園内出入口そば
- グリーンハウス内カフェ：サカタのタネグリーンハウス内ホール右側

イ 店舗規模

- 公園管理事務所前軽飲食店：調理室 13.22 m<sup>2</sup>、倉庫室 11.25 m<sup>2</sup>、客席約 29.90 m<sup>2</sup>
- グリーンハウス内カフェ：厨房室 10.81 m<sup>2</sup>（客席については、施設の共有利用スペースと位置付けています。）

- 公園管理事務所前売店：売店約 30.55 m<sup>2</sup> \* 現地を十分に確認して下さい。

ウ 公園土地建物使用料

- 公園管理事務所前軽飲食店及び売店：年間 128,049 円（平成 26 年度実績）
- グリーンハウス内カフェ：年間 22,168 円（平成 26 年度実績）

- エ 公園管理事務所前軽飲食店及び売店は、店舗内に軽飲食スペースと売店スパー

スとが併設されています。店舗内客席スペースと売店スペース、また倉庫室の間仕切りを変更することができます。

オ 現在はグリーンハウス（有料施設で入館料が必要です。）のくつろぎスペースとして週末を中心にカフェを営業していますが、平成27年度より、このスペースは無料区域として一般へ解放され、正面入口とは別に建物のサイドにカフェ専用の入口も併設されます。

## ② 公園管理事務所前軽飲食店及び売店のコンセプト及びデザイン等

ア 相模原公園は、公園協会と㈱サカタのタネがグループを組んで管理運営を行う公園です。公園管理事務所前軽飲食店及び売店は、いままで以上に㈱サカタのタネのカラーを出して行く店舗としたいと考えています。

イ 軽飲食店については、㈱サカタのタネの野菜等を生かしたメニューが売りにできる店舗運営として下さい。料理に使用するすべての野菜が㈱サカタのタネの野菜でなければならないということはありません。

ウ 料理のメイン食材が㈱サカタのタネの野菜を活用し、その野菜の特徴（甘いとか酸味がある等）が活かされたメニューとして下さい。メニューの参考として㈱サカタのタネホームページ内にある「サカタ食堂」のページを参照して下さい。URL：<http://www.sakataseed.co.jp/recipe/>

エ 軽飲食店のイメージとして、㈱サカタのタネガーデンセンター横浜（横浜市神奈川区桐畑2）内にあるカフェを参照して下さい。

オ 売店につきましても、通常の飲料及び菓子類、玩具等に加えて、花苗や園芸用品等の販売をしていただきます。こちらのイメージも㈱サカタのタネガーデンセンター横浜を小規模にまとめた形となります。

カ 売店の屋外販売スペースとして、別途店舗周辺広場一部活用することができます。しかし要協議となり、また神奈川県が別途必要となります。

キ 料理に活用する㈱サカタのタネの野菜及び花苗、園芸資材等の仕入については、公園協会が仕入ルート等を構築し、出店者へ斡旋していきます。

ク 現在自動販売機が設置されていますが、平成27年度からは自動販売機の設置はできなくなります。

## ③ グリーンハウス内カフェのコンセプト及びデザイン等

ア 公園管理事務所前軽飲食店と同じく、(株)サカタのタネの野菜を活用したメニューを1つ以上提供できるようにすることとします。また、カフェのイメージについても公園管理事務所前軽飲食店と同様となります。

イ 温室のイメージに合わせて、トロピカルフルーツジュースの提供を1つ以上できるメニューとして下さい。

ウ 建物サイドにカフェ専用に入出口が併設されることから、園内各所にて食事が楽しめるようテイクアウト型のメニューの提案も合せてして下さい。

## 別表

○募集単位ごとの最低営業料率一覧表

公園名	募集単位	施設名	店舗のタイプ	選定者数	最低営業率
保土ヶ谷公園	保1	・ギャラリーカフェ	軽飲食店	出店者1名	5%
		・硬式野球場内売店1	売店C		
	保2	・噴水広場売店	売店A	出店者1名	5%
		・硬式野球場内売店2	売店C		
	保3	・硬式野球場前売店	売店B	出店者1名	5%
		・硬式野球場内売店3	売店C		
辻堂海浜公園	辻1	・プール管理棟内「波波波」	軽飲食店	出店者1名	12%
		・プール内常設売店	売店A		
		・プール内仮設売店1	売店D		
	辻2	・交通公園サイクルセンター内売店(新設)	売店A	出店者1名	12%
		・プール内仮設売店2	売店D		
	辻3	・西駐車場横売店	売店A	出店者1名	12%
・プール内仮設売店3		売店D			
相模原公園	相1	・管理事務所前軽飲食店	軽飲食店	出店者1名	5%
		・グリーンハウス内カフェ	軽飲食店		
		・管理事務所前売店	売店B		